掛川市規則第７号

掛川市知的障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和２年３月２７日

掛川市長

（別紙）

掛川市知的障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則

掛川市知的障害者福祉法施行細則（平成17年掛川市規則第86号）の一部を次のように改正する。

第１条中「昭和35年政令第103号」の次に「。以下「政令」という。」を加える。

第７条第１項を次のように改める。

第７条　市長は、法第15条の４又は第16条第１項第２号の規定による措置を行ったときは、法第27条第１項の規定に基づき、政令第５条に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額を当該知的障害者又はその扶養義務者（以下「納入義務者」という。)から徴収するものとする。

別表第１及び別表第２を削る。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。